

広島県告示第四百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十七年七月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年七月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

呉環状線

三 道路の区域

区 間	新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
呉市焼山西三丁目一〇六七番一地先から 呉市焼山中央二丁目三三八七番二地先まで	旧	一五・九〇〃 三三・一〇〃	二二八・〇〇	
呉市焼山西三丁目一〇六七番一地先から 呉市焼山中央二丁目三三七一番一〇地先まで	新	五・四〇〃 八・一〇〃	二五八・〇〇	
呉市焼山西三丁目一〇六七番一地先から 呉市焼山中央二丁目三三七一番一〇地先まで	新	五・四〇〃 六・二〇〃	一三七・〇〇	ダブルウェイ 一部解除 不用物件延長 一一一・〇〇 メートル